

行政処分の事例

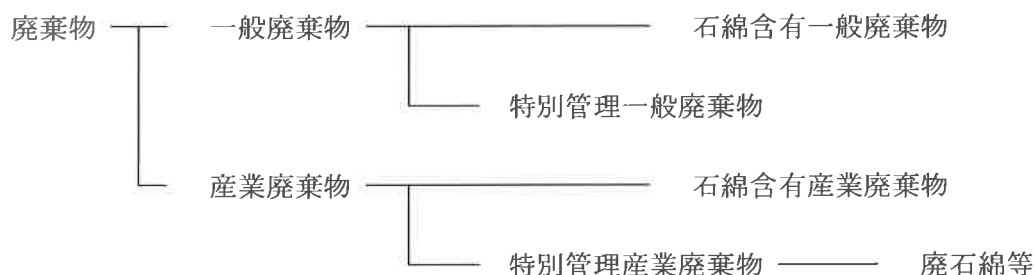
1. 中間処理業者 A は、無許可で産業廃棄物処理施設を設置稼動し、排出事業者から受託した産業廃棄物である木くずを処分（破碎）した。
 - ◆施設無許可設置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条第 1 項違反）
2. 収集運搬業者 B は、法第 12 条第 5 項違反（委託基準違反）により罰金刑を受けた。
 - ◆欠格該当（法第 14 条第 5 項第 2 号イ該当）
3. 収集運搬業者 C は、法第 16 条の 2 違反（焼却禁止）により罰金刑を受けた。
 - ◆欠格該当（法第 14 条第 5 項第 2 号イ該当）
4. 収集運搬業者 D は、無許可で移動式破碎機を設置し、産業廃棄物である木くずを処分（破碎）した。
 - ◆無許可営業（法第 14 条第 6 項違反）
5. 中間処理業者 E は、排出事業者から中間処理として受託した産業廃棄物である瓦を不法投棄した。
 - ◆不法投棄（法第 16 条違反）
6. 中間処理業者 F は、排出事業者から中間処理を受託した産業廃棄物である動植物性残さの中間処理を、排出事業者の承諾を受けずに中間処理業者 G に再委託した。
 - ◆再委託基準違反（法第 14 条第 14 項違反）

《 考 察 》

- 違法と知りながら不適正な処理を行った悪質な事案もあるが、法の理解不足や、許可の内容など、ちょっとした確認を怠ったために行政処分に至った事案も多い。
- 適正処理のためには…
 - ① 法令遵守の意識を高める。
 - ② 法令の規定（産業廃棄物の種類、処理基準、委託基準等）について理解を深める。
 - ③ 不明な点がある場合は事前に行政に相談する。

石綿含有廃棄物の適正処理について

1 石綿含有廃棄物



2 排出事業者

- (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（廃石綿等に限る）
- (2) 帳簿の備付け
（廃石綿等の排出事業者・石綿含有産業廃棄物の処理施設を有する排出事業者）
- (3) 産業廃棄物処理基準・特別管理産業廃棄物処理基準に従った保管、運搬、処分

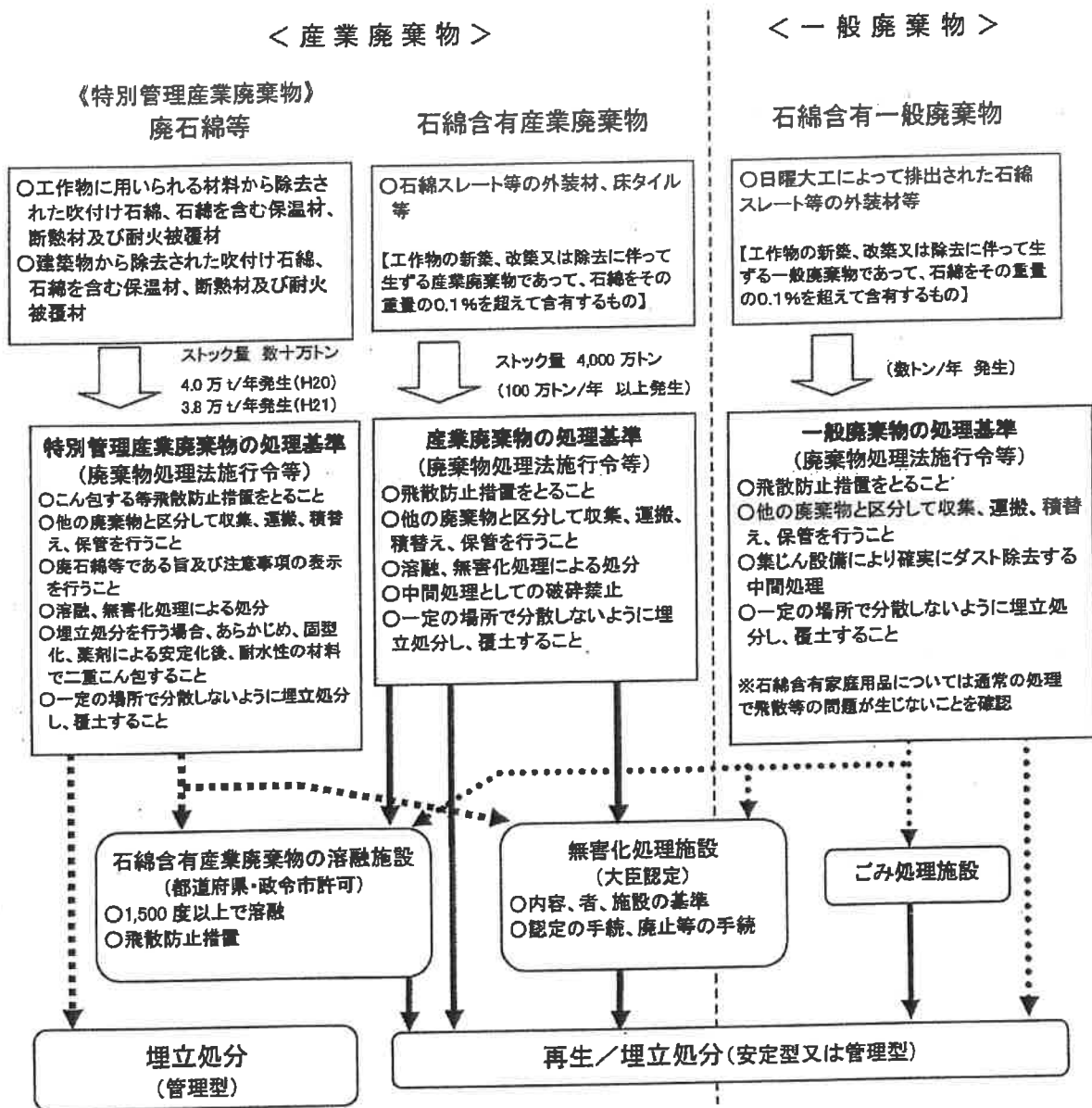
3 処理業者

- (1) 収集運搬又は処分の業の許可
 - ・廃石綿等 特別管理産業廃棄物
 - ・石綿含有産業廃棄物 産業廃棄物（許可証「石綿含有産業廃棄物を含む」の表示）
 - ・石綿含有一般廃棄物 一般廃棄物（市町村）
- (2) 帳簿の備付け
- (3) 産業廃棄物処理基準・特別管理産業廃棄物処理基準に従った保管、運搬、処分

4 処理方法

- (1) 処理委託
 - ・契約書の締結
- (2) 産業廃棄物管理票の交付
- (3) 保管
 - ・掲示
 - ・飛散防止措置
 - ・容器への表示
- (4) 分別収集・運搬
- (5) 中間処理
 - ・溶融・無害化処理による処分
 - ・破碎禁止
- (6) 最終処分

5 処理フロー



詳しくは、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月）」（環境省）を参照。

優良産廃処理業者認定制度について

1 概要

- (1) 産業廃棄物処理業者の申請により、国が定めた「産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準」（以下「優良基準」という。）に基づき認定の審査を行い、認定を受けた者については、通常5年の許可有効期限を7年とする等の優遇措置を講じ、許可証にその旨を記載するとともに、県のホームページにおいても公表します。
- (2) 本制度は、排出事業者自らの判断により、優良な処理業者を選択することができるよう国が制度化し、優良基準を示したものです。

※ 留意事項

- ア 認定制度は処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県が保証するものではないこと。
- イ 下記優良基準はすべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、取組目標であること。

2 優良基準の内容

- (1) 実績と遵法性
申請自治体において5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の特定不利益処分を受けていないこと。
- (2) 事業の透明性
申請の際、直前半年間、次に掲げる全ての項目をインターネット上で公開していること。
(許可内容、施設及び処理の状況、財務諸表、料金の提示方法等7項目)
- (3) 環境配慮への取組
ISO14001やエコアクション21等の認証を取得し、事業活動において環境に配慮していること。
- (4) 電子マニフェスト
電子マニフェスト（JWNET）に加入し、利用可能であること。
- (5) 財務体質の健全性
直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

3 優遇措置について

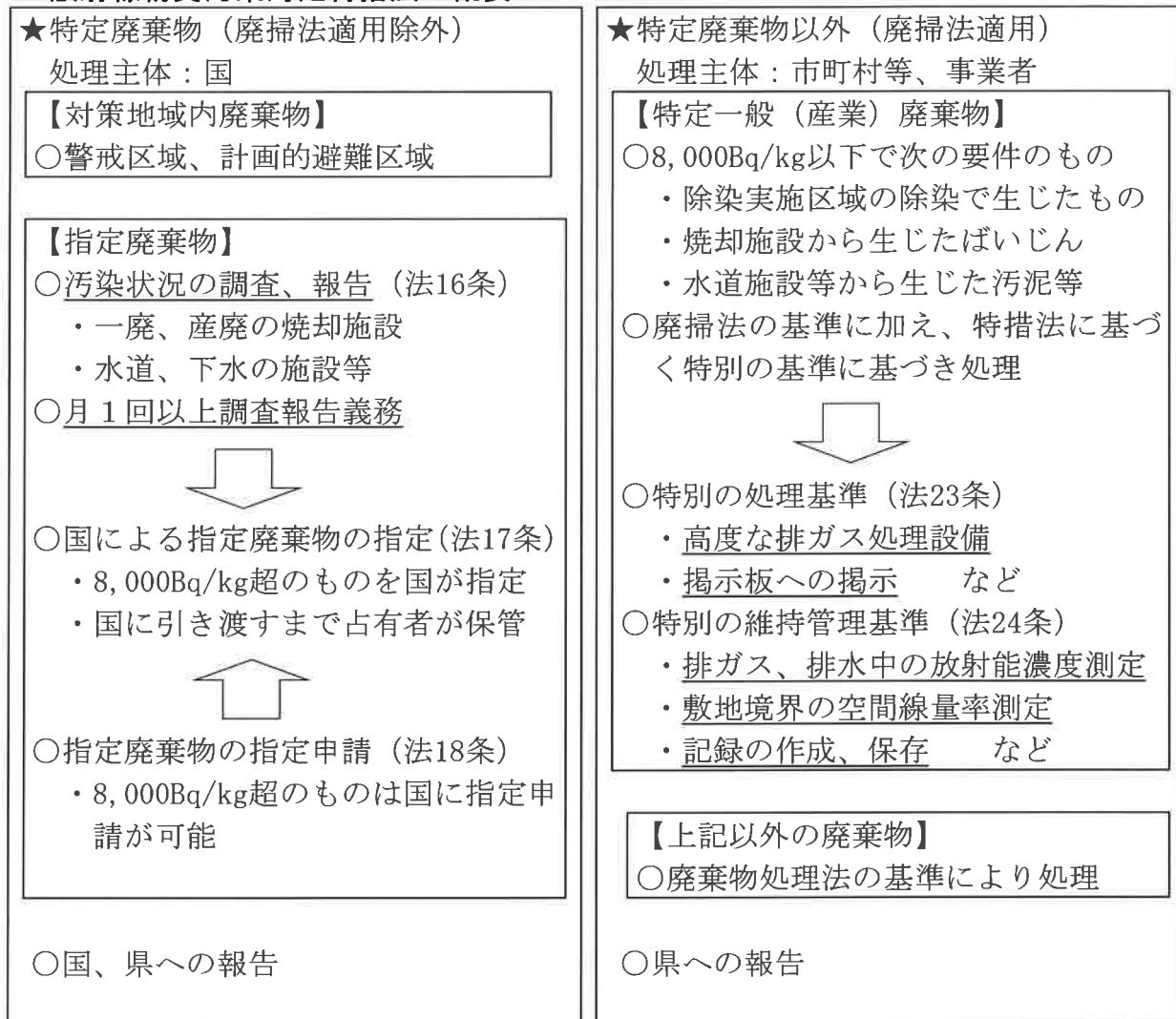
産業廃棄物処理業の許可の有効期限が7年に延長されるとともに、許可申請時の添付書類を一部省略することができます。

4 評価基準適合者の公表等

- (1) 排出事業者に対して優良基準認定業者の活用を促す観点から、優良基準認定者については、栃木県のホームページにおいて公表します。
- (2) 更新許可等の許可証に適合を確認した旨を記載する。
※ 優良基準認定業者は、許可証を排出事業者に提示することにより、優良基準への適合が認められたことを明らかにすることができます。

放射性物質汚染対処特措法による処理業者の留意事項等について

1 放射線物質汚染対処特措法の概要



2 留意事項

(1) 排出事業者

- ・指定廃棄物は、国が処理（発生した廃棄物について調査した結果、8,000Bq/kgを超えらると思料されるときは、環境大臣に指定申請が可能）
- ・指定廃棄物を国に引き渡すまでの間は、保管基準（囲い、掲示板の設置等）に基づき占有者が保管
- ・特定産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに特定産業廃棄物に関する事項を記載

(2) 処理業者

- ・特定産業廃棄物は、特措法に基づく特別の処理基準に基づき処理
- ・特定産業廃棄物を処理する場合は、委託契約書及びマニフェストに特定産業廃棄物に関する事項を記載